

第 3 章

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を包括的かつ早期に講じることが重要です。

国では、「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年に改訂され、「支援が届いていない、または届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」、「親の妊娠・出産から子供の社会的自立までの切れ目ない支援体制を構築する」が新たに基本的方針として掲げられました。また、子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、地域や社会全体の課題としてとらえ、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築を目指すことを目的としています。

本市においても、これまでの考え方を継承しつつ、子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、ウェルビーイング（幸せ）が満たされる地域社会の実現を目指して、地域や民間事業者、関係機関とともに、全庁体制で取り組むべく次の基本理念を掲げます。

【 基 本 理 念 】

すべての子どもと親の幸せを守る
～あきらめない 子どもの貧困～

2 基本目標

本市は令和2年11月3日に、妊婦応援都市宣言を行い、妊産婦や子ども・子育て世代を大切にすることを意識を醸成し、妊娠・出産から子育てを切れ目なく社会全体で支えることとしました。

そこで、基本理念である「すべての子どもと親の幸せを守る～あきらめない 子どもの貧困～」を実現していくため、妊婦応援都市の推進を上位目標とし、子どもが生まれて育つまで子どもやその家族を社会全体で支えるための4つの目標を掲げ、子どもの現在及び未来を応援する施策を展開します。

【 上 位 目 標 】

**親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの
切れ目のない支援の推進（妊婦応援都市の推進）**

（１）子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり

すべての子どもが自分の希望どおりの豊かな人生を実現するためには、家庭の経済状態に影響を受けることなく能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できる社会の実現が重要です。

そのため、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、就学の援助、学資の援助や学習の支援その他の教育に関する支援が、それらを必要とする子どもに確実に届くような仕組みの構築を図ります。さらに、地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進します。

（２）子どもが安心できる居場所づくり

子どもを取り巻く家庭環境が多様化する中、特に経済的に厳しい状況にある子どもが、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることが懸念されます。

子どもの健やかな成長のため、社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、関係機関や地域の連携により、健康面での支援のみならず、学習等を含めた子どもの居場所づくりを推進します。

(3) 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

保護者の就労は、安定した生活基盤づくりのためには重要であり、また安定した就労により、ゆとりをもって子どもと接することで親子の絆を深めることができます。

保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の就労や家計に対する支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

また、子育て家庭においては、収入に占める教育費やその他の子育て関連費の負担割合が高い場合が多く、支援を必要とする家庭が増えています。

様々な家庭の実態に対応した経済的支援策をワンストップで適切に実施します。

(4) 支援が必要な子どもをつなぐ仕組みづくり

核家族化の進行による社会や地域からの孤立、孤独化や、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」は大きな問題となっており、その対策は喫緊の課題となっています。また、ひとり親家庭や生活保護世帯は、何らかの生活困難を抱えていることが多く、子どもたちに少なからず影響を与えており、特に支援が求められています。

こうした中で、子どもたちが置かれている状況は、経済的な問題以外にも重層的に絡みあう場合も多くあり、子どもの様子からは家庭の課題が見えづらいこともあります。このような状況があることも視野に入れて、困難な状況にある家庭についての行政の中での気づきに加え、最も身近な地域や学校など地域全体で、困難が何に起因するのかに気づくことが重要であり、その気づきを基に子どもたちの抱える問題の把握と、それを解決するために必要な支援を的確に提供する体制の整備を推進します。

3 計画の体系

〔 基本理念 〕 〔 上位目標 〕

〔 基本目標 〕

すべての子どもと親の幸せを守る／あきらめない 子どもの貧困／

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進（妊婦応援都市の推進）

1 子どもが社会で「生きる力」を身につける
学びづくり

2 子どもが安心できる居場所づくり

3 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

4 支援が必要な子どもをつなぐ仕組みづくり



本計画では、これまでの実施事業や令和3年7月に行ったアンケート結果を踏まえ、重点的に実施すべき事業を「学習支援」、「子どもの居場所づくり」、「養育費確保への支援」、「ヤングケアラーへの支援」の4事業としました。

1 学習支援

アンケート結果から、生活困難層の小学生の12.9%、中学生の18.5%が学校の授業で、わからないことが多い、またはわからないと答えており、そのうち、中学生の50.0%が小学生の頃からわからないと答えています。これまで、生活困難層の中学生の学習支援を実施し、学習会に参加した高校進学を希望する中学生の進学率が100%となるなど、一定の成果がみられていますが、早い時期からの学習支援がより効果的と考えられることから、今後は小学生の学習支援にも取り組みます。

小学生の学習支援については、学びの楽しさの体験と、学習習慣を身につけることを基本に実施することとしますが、家庭・地域・学校の連携及び協働が必要であり、地域における学習支援の体制とより効果的な指導方法などを検証するため、まずは実証事業を行い、本格実施につなげます。

2 子どもの居場所づくり

子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりは重要であり、地域住民等が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事を提供する「子ども食堂」が注目されています。アンケートでは、家の人がいないとき、夕ご飯を食べる場所を使ってみたいと答えた生活困難層の小学生が50.9%、中学生が38.7%となっています。現在、市内には子ども食堂が14か所実施されており、子どもが「食べる」ことを通じて、生活習慣、社会的ルールなど様々なことを学べる場として、また、家庭的雰囲気味わえる場として、重要な役割を果たしています。

近年、このような食を提供する場のほか、学習支援、生活支援する場として、家でもない学校でもない「第三の居場所」が注目されています。特に家庭環境が複雑な子どもにとって、心のよりどころになると考えられるため、民間事業者と連携し、子どもの身体的・精神的な成長を支えます。

3 養育費確保への支援

ひとり親家庭のうち、特に母子家庭の所得は低く、経済的困窮となる家庭が多くあります。子どもの健やかな成長と生活の安定のため、離婚時の養育費を公正証書等の公的書類で取り決めておくことは重要です。しかしながら、本市の令和3年度ひとり親家庭アンケートでは、養育費について取り決めをしていないと答えた保護者は64.5%と多いため、今後は、養育費を公正証書等で取り決めることについての啓発や弁護士や司法書士による相談体制の充実を図ります。

あわせて、離婚届提出時や児童扶養手当申請時などに、母子・父子自立支援員が相談を受けるなど体制の整備を行います。

4 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

中学2年生のアンケートから、本市においても、毎日2時間以上、兄弟姉妹の世話をすると答えた生徒が6.6%、家事をすると答えた生徒が3.2%、親や祖父母の介護をすると答えた生徒が1.1%となっており、一定数のヤングケアラーが存在すると想定されます。

ヤングケアラーについては、子ども自身が自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながらない場合があります。また、保護者についても、本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている可能性があることを認識していない場合もあり、ヤングケアラーについての認知度向上のため、広く周知・啓発を行います。

孤立しがちなヤングケアラーへは、身近な学校や地域が存在を把握し、相談につなげ、関係機関との連携による各対象家庭の状況に応じた見守り、生活に対する助言や支援が必要です。また、対象家庭が抱える困難は複雑であることが多いため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の円滑な実施により、誰一人取り残さないよう体制の充実を図ります。

また、小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員、ケアマネージャーなどに対し、研修等を通じてヤングケアラーの把握、アプローチに関しての理解促進を図ります。さらに様々な困難に対応するために行政のみならず、民間の関係者・団体が連携して寄り添い方の支援ができるようネットワークの構築を図ります。